

地方都市の中心市街地活性化と買い物難民 —旭川市中心市街地の高齢自立生活者のアンケートの分析から—

佐々木 悟

目次

はじめに

1. 商業立地の郊外化と流通政策

- (1) まちづくり三法の制定
- (2) 小売業の単位面積当たり年間販売額の低下と小売商店数の減少

2. 中心市街地活性化法と基本計画

- (1) 中心市街地活性化法とまちづくり三法の見直し
- (2) 中心市街地活性化基本計画の策定と政府の認定
- (3) 基本計画が認定された道内諸都市の中心市街地活性化事業
 - 1) 人口減少と高齢化
 - 2) 中心市街地活性化基本計画の内容と事業

ア、帯広市第1期

イ、砂川市

ウ、滝川市

エ、小樽市

オ、岩見沢市

カ、富良野市

キ、稚内市

ク、北見市

ケ、旭川市

3) 目標の達成率

3. 旭川市の中心市街地の現状と活性化基本計画

- (1) 商業立地の郊外化と中心市街地の衰退
 - 1) ショッピングセンターの郊外開業と商店数の減少
 - 2) 中心市街地の空き店舗の増加、商店街振興組合数、歩行者通行量の減少
 - 3) まちなか居住と歩行者通行量の中間進捗状況

4. まちなか居住者と買い物難民

- (1) サービス付き高齢者向け住宅と高齢者の買い物行動
- (2) アンケートによる高齢者の買い物行動調査
 - ①被調査者の性別と家族形態、年齢構成
 - ②シャンノールマンションに入居した理由
 - ③食事の摂取
 - ④食事は一人で摂る
 - ⑤食事で気をつけること
 - ⑥外食、弁当の宅配、出前
 - ⑦外食、弁当の宅配、出前を取る理由
 - ⑧買い物の頻度
 - ⑨買い物は一人
 - ⑩必需品の購買先
 - ⑪欲しい施設、店舗など

おわりに

はじめに

少子高齢化が進行するなかで、全国の多くの地方都市は中心市街地が空洞化し、重要な社会的インフラである小売業が撤退、消失し、その再生、活性化が大きな問題となっている。その対策として多くの自治体で各種イベントや市立病院やコミュニティ施設の建設による歩行者交通量の増加を目指すとともに、「まちなか居住」をすすめている。しかし、それらの施策は活性化に功を奏しているとは言い難く、中心市街地こそが深刻な買い物難民化現象を創出している事例が多数見受けられる¹⁾。

高齢者は障害者、非健常者とともに移動が自由ではない、交通弱者と位置づけられるがこのような状況の下、交通弱者は真っ先に買い物難民化を余儀なくされる²⁾。

ここまで、買い物難民の研究には、夥しい業績がある。過疎化が進んだ農村部においては、従来から買い物難民問題は発生していたが、今、大都市郊外の団地、ニュータウン、そして商店街の衰退した中心市街地等と過疎地、都市のあらゆる地域に発生している。買い物難民問題を食料安全保障の側面から食料品へのアクセス問題として捉えた研究では、大都市郊外団地、地方中心市街地、農山村の事例分析と、住民意識結果の分析から、買い物が困難に感じられるのは健常者で店舗までの時間で15分以上かかること、距離で徒歩1 km以上であることを明らかにしている³⁾。

ところで、日本の国土の1/4を占める北海道においては、人口密度も47都道府県中最低であり⁴⁾、人口5000人以下の町村は179市町村中65町村、36%にのぼり、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他地域に比して遅れている「過疎地域」に指定されている市町村は143市町村と80%に及び、高齢化率21%以上の超高齢化社会の市町村は174市町村と97%に達している⁵⁾。道はこのような過疎地に対し「集落総合対策事業」⁶⁾を2013年より実施し、買い物難民対策も含めた集落再生事業を推進している。また、都市の中心に位置する市街地の再生を目指して、政府は2000年に後に述べる中心市街地活性化法を制定・施行していたが、その空洞化が深刻化するのに対処して、2007年に改正中心市街地活性化法を制定した。同法のもと全国117都市が中心市街地活性化基本計画を立て内閣総理大臣の認定を受けて、事業を進めており、北海道でも2013年12月現在、10市が認定を受け中心市街地活性化に取り組んでいる⁷⁾。これらの基本計画は中心市街地の居住の増加（まちなか居住）を骨子とするものであるが、中心市街地活性化と買い物難民救済の成果はまだ明らかにされていない。

本稿では、改正中心市街地活性化法のもと、内閣総理大臣の認定を受けて中心市街地活性化基本計画を推進している道内10都市の計画の目標達成に向けた推移度を検証し、更に、道北中核都市旭川市に焦点を当て、「まちなか居住」推進と買い物難民救済の課題を高齢者買い物行動のアンケートによる分析から考察したい。

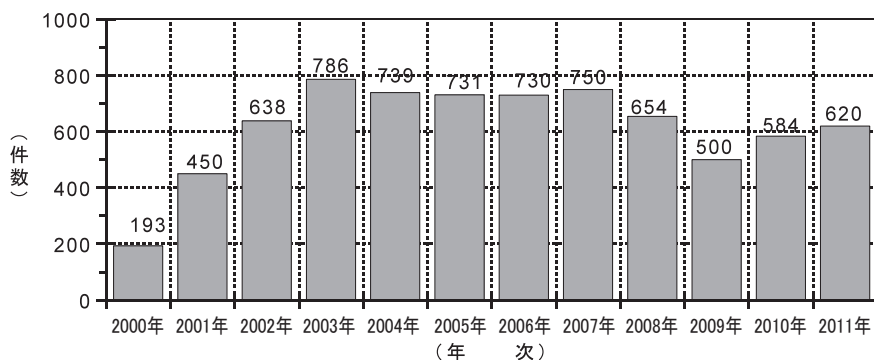


図1 大店立地法第5条第1項の届け出件数推移
経済産業省資料より作成

1. 商業立地の郊外化と流通政策

(1) 「まちづくり三法」の制定

2000年に大規模小売店舗規制法（以下「大店法」）が廃止され、「中心市街地活性化法」（1998年施行）とともに、大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」）が制定・施行され、2006年に成立して2007年に施行される「改正都市計画法」を含めて、これらの法律は「まちづくり三法」と呼ばれている。とくに大店立地法の施行によって、それまでの大規模小売店の出店規制は大きく後退し、店舗面積や営業時間などの経済規制から生活環境の影響に配慮した社会的規制へと大きく転換した。大店立地法によって、規制対象となる大規模小売店の店舗面積は大店法の500㎡から1000㎡に拡大し、店舗面積が1000㎡以下であれば出店に関わる大店立地審議委員による審査は不要になったのである⁸⁾。

大店立地法によって、環境等への一定の配慮という新たな規制がかけられたが、経済的規制は取り払われたため、大店法の時代と比較して大規模小売店の出店はより容易になり、その出店は激増した。また同法によって生活環境等への規制が強化されたため、それを回避するために、人口密度が高く、自動車も集中し、スペースに制約のある中心市街地を避け、出店コストが少なくすむ郊外へのショッピングセンターの核店舗、あるいはテナントしての大規模小売店の出店が促進された⁹⁾。

図1は大店立地法の下、5条申請による大規模小売業の新規出店届出件数の推移を示したものである。大店法から大店立地法に転換した1990年代末に駆け込みによる夥しい出店があったため、2000年は急減したが、2003年以降毎年500～700件台の新規出店が続いている。しかし、この統計からこれらの大規模小売店の出店が中心市街地か郊外かはわからない。次にこれら大規模小売店が核店舗となって開業されているショッピングセンターをみてみよう。

ショッピングセンターは計画的に開発、形成された商業集積であり、米国で車社会の発展と住宅の郊外化を背景に1920年代から不動産業者によって開発・開業されてきた¹⁰⁾。日本ショッピングセ

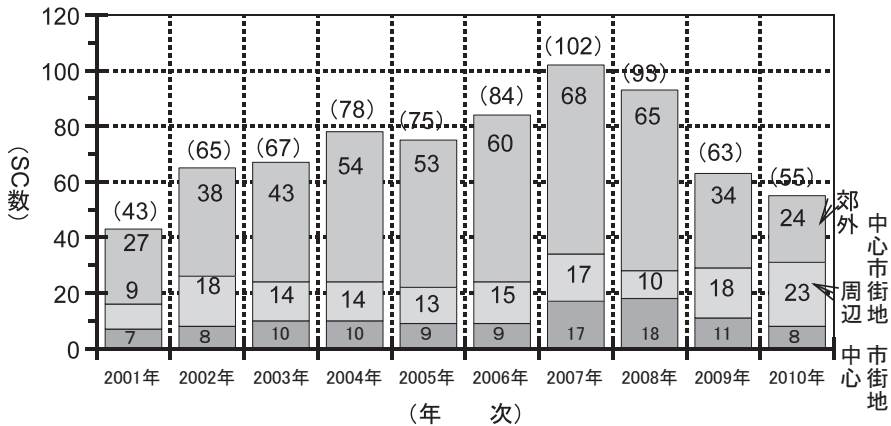


図2 大店立地法元でのSC数の推移と立地
社団法人日本ショッピングセンター協会資料

ンター協会（東京都中央区）の定義は「ディベロッパーが開発した商業施設で、売り場面積が1500平方メートル以上、核テナントをのぞく小売店が10店以上入っている施設」としている。

図2は「まちづくり三法」が制定された2000年以降のショッピングセンターの開業数とその立地の推移を示したものである。2001年の43カ所から2007年には102カ所へと2.3倍以上に増加し、とりわけ郊外における開業が増えている。これは先に述べた2007年の改正都市計画法の施行によって、10,000㎡以上の商業集積の建設に対する自治体の規制が厳しくなり、それまでにいわゆる駆け込み申請が行われたためである¹¹⁾ 中心市街地の周辺や郊外での住宅地・農地が展開している地域での開業した比率は、2001年以降8割以上を推移している（図2）。

2010年現在全国のショッピングセンター数は2804カ所にのぼるが、中心市街地の立地は701カ所と25%のみであり、617カ所、22%は中心市街地の周辺地区、1486カ所、53%は郊外に立地している（図3）。

(2) 小売業の単位面積当たり年間販売額の低下と小売商店数の減少

このような大型商業施設立地の郊外化とともに、売り場面積は拡大している。1991年～2007年を見ると、約1億1000万㎡から1億5000万㎡へと1.4倍に拡大する一方、小売業の年間販売額は2000年後半の不況とも相まって、約141兆円から135兆円へと4%減少している。したがって、小売業の売り場面積100㎡当たり年間販売額は128万円から88万円へと30%以上も低下しており、地代の高い中心市街地よりも地代の安い郊外への出店が増えていることを表している（図4）。

このような商業の立地移動は中小零細小売店の著しい減少をとめないながら進行している。経済産業省（1997年までは通商産業省）の統計によると、小売商店数は1982年の172万店をピークに減少に転じ、直近の調査2007年では114万店と82年の66%に減っている¹²⁾。このような小売店の減少を業

全国ショッピングセンター数：2804カ所

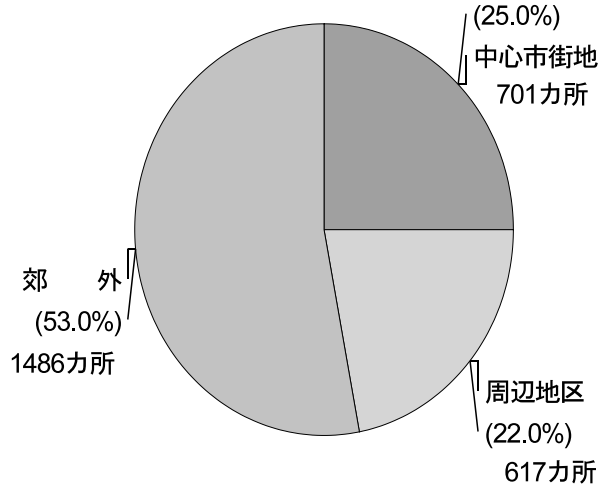


図3 全国ショッピングセンターの立地（2010年）
財団法人日本ショッピングセンター協会資料より作成

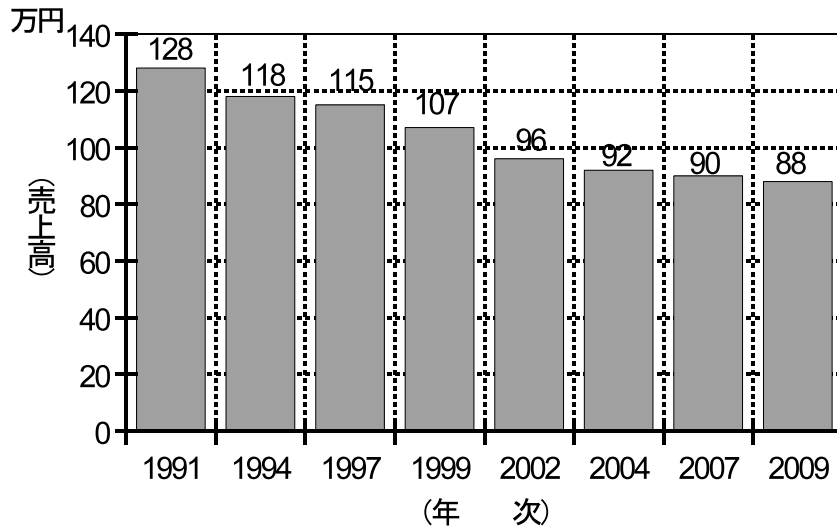


図4 売場面積1㎡当たり売上高の推移
商業統計表

表1 業種別小売商店数の推移 (産業中分類)

単位：店 (%)

年次	各種商品	織物・衣服	飲食料品	自動車・自転車	家具・什器	その他
1991	4,347 (100)	240,994 (100)	622,772 (100)	93,231 (100)	158,105 (100)	471,774 (100)
1994	4,839 (111)	225,714 (94)	569,403 (91)	89,345 (96)	144,368 (91)	466,279 (99)
1997	5,078 (117)	209,420 (87)	526,460 (85)	87,837 (94)	134,868 (85)	456,033 (97)
1999	6,687 (154)	201,762 (84)	488,304 (78)	92,031 (99)	133,890 (85)	484,210 (103)
2002	4,997 (115)	185,937 (77)	466,598 (75)	89,096 (96)	120,746 (76)	432,683 (92)
2004	5,556 (128)	177,851 (74)	444,596 (71)	86,993 (93)	115,132 (73)	407,921 (86)
2007	4,742 (109)	166,732 (69)	389,832 (63)	82,984 (89)	98,927 (63)	394,642 (84)

資料：1991年～1997年：通商産業省「商業統計表」、1999～2007年：経済産業省「商業統計表」
注) () 内は1991年の数値を100としたときの比率である。

種別に見ると、生活必需品で単価の低い飲食料品の小売店がもっとも著しい減少を呈している。表1は1991～2007年における小売業の産業中分類による業種別商店数の変化を示したものである。各種商品小売業だけが増加しており、1991年の数値を100%とすると、1991年の4,347店から2007年には4,742店と102%に増えている。他方、自動車・自転車小売業は同年間に93,231店から82,984店へと89%に、その他の小売業は471,774店から394,642店へと84%に、織物・衣服小売業は240,994店から166,732店へと69%に、家具・什器小売業は158,105店から98,927店へと63%にそれぞれ減少している。そして、飲食料品小売業は622,772店から389,832店へと63%へともっとも大きく減少し、重要な生活必需品である飲食料品の購買が困難になりつつあることを示している(表1)。

2. 中心市街地活性化法と基本計画

(1) 中心市街地活性化法とまちづくり三法の見直し

中心市街地とは①相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であり、②土地利用及び商業活動の状況から見て、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ又は生じる恐れがあると認められる市街地であること、そして③都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められる要件に該当する市街地と謳われている¹³⁾。

これまで見てきたような大型店を核店舗とする大型商業施設の郊外立地は、中心市街地の空洞化やそこに立地する商店街の衰退を深刻化させることによって、以下の問題を引き起こす。第一に、街の拡散、スプロール化を引き起こし、それによって、道路、上下水の拡張、北海道のような北国

地方都市の中心市街地活性化と買い物難民

であれば除雪エリアの拡大、公共施設の新たな建設などによって地方自治体の財政を著しく圧迫する¹⁰⁾。第二に、郊外開発による大型商業施設建設によって里山、森林の浸食、モータリゼーション化による二酸化炭素の排出、食に関わってはフードマイレージの拡大など環境問題を深刻化させる。第三に、中心市街地商店街の衰退によって、そこに居住する人々のコミュニティを崩壊させ、第四に、本稿の主題でもあるが、中心市街地では特に交通弱者にとって買い物の利便性が喪失し、また、郊外に住む高齢者、非健常者も孤立化し、大量の買い物難民を創出する。中心市街地活性化法は中心市街地活性化のために8府省庁で「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を一体的に推進する制度である。

しかし、まちづくり三法施行後も中心市街地の人口の減少、公共公益施設の移転や郊外大型店の立地による中心市街地の空洞化、衰退は続き、政府は2006年「都市計画法等の一部を改正する法律」及び「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正する法律（いわゆる「改正中心市街地活性化法」）を制定した。特に「改正中心市街地活性化法」とは①中心市街地における都市機能の増進及び経済活力を総合的かつ一体的に推進するため、内閣に中心市街地活性化本部を設置し、②市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度を創設し、支援策を講じ、また、③地域が一体的にまちづくりを推進するための「中心市街地活性化協議会」の設立を義務づけた¹⁵⁾。

(2) 中心市街地活性化基本計画の策定と政府の認定

2006年に改正中心市街地活性化法が制定されて以降、都市的土地利用の郊外への拡大を抑制し、中心市街地への公共投資の集中によって住宅や商業施設、行政機関を一定地域に集約させ「コンパクトシティ」¹⁶⁾を目指して「まちなか居住」を盛り込んだ中心市街地活性化基本計画が全国の街で次々と作成・提出された。2007年には24件、2008年41件、2009年24件、2010年10件、2011年5件、2012年6件が内閣総理府の認定を受け、2013年末現在、総認定数は117都市による142計画にのぼっている（図5）。

(3) 基本計画が認定された道内諸都市の中心市街地活性化事業

1) 人口減少と高齢化

改正中心市街地活性化法のもと基本計画を策定し、内閣総理府に認定された北海道の都市は、2007年3月に帯広市、砂川市、2008年3月に滝川市、小樽市、2008年7月に岩見沢市、富良野市、2009年9月に稚内市、2011年3月に北見市、旭川市、2003年3月に函館市と第2期の帯広市の10市である。現在これらの諸都市は急速な人口減少と高齢化に苛まれている。

図6はこれら諸都市の2005年人口を100とした2035年までの変化率を人口問題研究所の中位の予

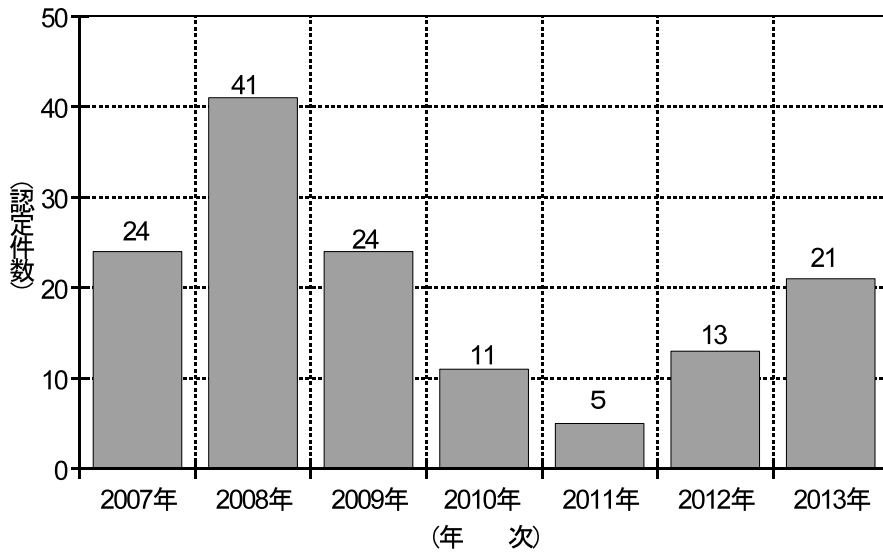


図5 「中心市街地活性化基本計画」認定件数の推移
2013年末現在117都市、142計画（第2期計画含む）総理府資料

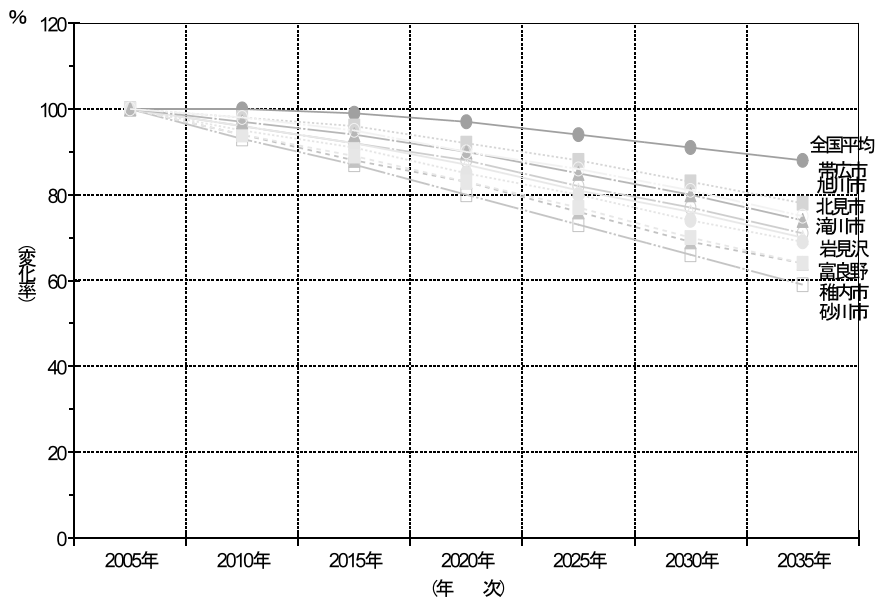


図6 基本計画が認定された諸都市の人口変化率と予測（中位の予測）
人口問題研究所資料により作成 (<http://www.ipss.go.jp/>)

地方都市の中心市街地活性化と買い物難民

測で示したものである。2035年の人口予測変化の最も小さいのは帯広市で78%、次いで旭川市の75%、北見市の74%、小樽市の71%、岩見沢市の70%、富良野市の69%、稚内市と砂川市の64%、小樽市の59%と続いている、ちなみに2035年の全国平均人口予測は88%であるから、これらの都市の人口はおしなべて全国平均より急速に減少することが予測されている。またこれらの都市では全人口に占める65歳以上の人口比率も人口問題研究所の中位の予測によると高いのである。2035年に高齢化率のもっとも高くなっているのは小樽市で43%、次いで砂川市が42.7%、岩見沢市が39.9%、北見市が39.7%、滝川市が39.5%、富良野市が38.8%、帯広市が38.3%、旭川市が37.5%、稚内市が35.2%と続いている。全国平均は33.7%であり、これらの諸都市の高齢化も全国に先駆けて急速に進むことが予測されている。

次に、2013年3月に認定され、事業着手間もない第2期帯広市と函館市を除いた、9都市の中心市街地活性化計画の内容と事業の進捗状況、並びに目標達成度を見てみよう。

2) 中心市街地活性化基本計画の内容と事業

ア、帯広市第1期

同市の中心市街地活性化基本計画は2007年8月に道内では砂川市とともにもっとも早期に認定され、期間は2012年までの4年8ヶ月であり、第1期の事業はすでに終了している。帯広駅を中心とした140haを中心市街地のエリアとし、基本計画による活性化の目標は①まちなか居住の増加、②歩行者通行量の増加、③活動拠点施設の利用率の促進の3点である。これらの3目標を5年後の2013年までに達成するために、老朽化した卸売団地（開広団地）や高齢者を対象とした優良建築物等の整備、広小路アーケード再生事業、歩行者天国事業など21事業を国の支援のもと推進し¹⁷⁾、先に述べたように2013年3月に「まちなか居住」の事業を中心とする第2期の基本計画が認定された。

イ、砂川市

同市基本計画は先に述べたように帯広市と同様2007年8月に認定され、期間は2012年8月までの5年1ヶ月であり、国の支援による事業はすでに終了している。駅を中心として国道12号線の南北の大型小売商業店舗並びに東南にある公共施設、それに隣接する住宅地を含む202haを中心市街地をエリアとする。基本計画による活性化の目標は①まちなか居住の増加、②歩行者交通量の増加、③小売業年間販売額の増加の3点である。これらの3目標を達成するために、市立病院改築事業、住宅の新築や中古住宅購入の助成（ハートフル住まいる事業）、コミュニティスペース（憩いの場）の創設、ものづくり学校の創設の事業を国の支援のもと推進し¹⁸⁾、2013年に事業は終了した。

ウ、滝川市

同市の基本計画は2008年3月に認定された。期間は2013年3月までの5年1ヶ月であり、国の支援による事業はすでに終了している。国道12号、国道38号及び451号が交差し、JR滝川駅、中空知地区の拠点バスターミナルを含むエリアを中心市街地としている。基本計画による活性化の目標は

①まちなか居住の増加、②歩行者通行量の増加、③コミュニティ施設利用者数の増加の3点である。これらの目標を達成するために、歩行空間を整備する賑わい再生ロード事業、市立病院改築事業、郊外の図書館のまちなか移転事業等¹⁹⁾を国の支援を受け推進している。

エ、小樽市

同市の基本計画は2008年7月に認定された。期間は2013年3月までの4年9ヶ月であり、国の支援による事業はすでに終了している。北側が市道西通線、手宮川通線、東側が小樽運河、南側は市道住初線、西側はJR小樽駅に囲まれたエリア180haを中心市街地としている。基本計画による活性化の目標は①まちなか居住の増加、②歩行者通行量の増加、③歴史的建造物を利用した宿泊客数の増加の3点である。これらの目標を達成するために市街地開発によるマンション、病院、高齢者住宅整備事業や空き家を登録し借り手を捜す空き家バンク事業、商店街各種イベント開催支援事業など55事業²⁰⁾を国の支援のもと推進している。

オ、岩見沢市

同市の基本計画は2008年11月に富良野市と同時に認定された。期間は2014年3月までの5年5ヶ月であり、国の支援による事業は一部継続している。JR岩見沢駅と南側の商業施設が集積している地区を核として、北側のまちなか居住をすすめる地区併せて147haを中心市街地としている。基本計画による活性化の目標は①まちなか居住の増加、②歩行者通行量の増加、③中心市街地従業者の増加の3点である。これらの目標を達成するために、土地区画整理、都市福利施設の整備、公営住宅の整備、中心市街地の共同住宅供給、中小小売商業の高度化に関わる各種事業を国の支援のもとすすめている²¹⁾。

カ、富良野市

同市の基本計画は先に述べたように、岩見沢市と同時に2008年11月に認定された。期間は2014年3月までであり、中心市街地はJR富良野駅周辺のエリア77haであり、期間は2014年3月まで、つまり今年度で国の支援による事業の大部分は終了する予定である。基本計画による活性化の目標は①まちなか居住の増加、②歩行者通行量の増加の2点であり、市街地再開発、まちなか居住推進会議による共同住宅や一戸建て住宅の建設、中心市街地の空き地を利用したファーマーズマーケットやフリーマーケット開催、中心市街地活性化のためのイベントやソフト事業に対する支援などの事業を国の支援のもと推進している²²⁾(表2参照)。

キ、稚内市

同市の基本計画は2009年6月に認定されたが、期間は短く終了は2013年3月までの3年10ヶ月であり、国の支援による事業はすでに終了している。稚内駅周辺の市役所、郵便局、市立病院、文化センター、金融機関、バスターミナルを含む79haのエリアを中心市街地としている。基本計画による活性化の目標は①まちなか居住の増加、②歩行者通行量の増加、③中心市街地の年間主要施設入

地方都市の中心市街地活性化と買い物難民

表2 帯広市、砂川市、滝川市、小樽市、岩見沢市、富良野市の「中心市街地活性化基本計画の内容

都市名	帯広市第1期	砂川市	滝川市
認定・事業終了年月 期 間	2007年8月～12年3月 4年8ヶ月 140ha	2007年8月～12年8月 5年1ヶ月 50ha	2008年3月～13年3月 5年1ヶ月
中心市街地面積 活性化の目標	①まちなか居住の増加 ②歩行者通行量の増加 ③活動拠点施設の利用率の 向上	①まちなか居住の増加 ②歩行者交通量の増加 ③小売業年間商品販売額の 増加	①まちなか居住の増加 ②歩行者交通量の増加 ③コミュニティ施設利用者 増進
事業内容	①開拓団地再整備事業 ②西3・14地区優良建築物 等整備事業 ③西1・5東地区優良建築 物等整備事業 ④福寿草プロジェクト事業 ⑤広小路アーケード再生等 事業 ⑤帯広まちなか歩行者天国 事業 他21事業 2013年3月第2期認定	①市立病院改築事業 ②ハートフル住まいる事業 (住宅新築への助成、中古 住宅購入への助成) ③コミュニティベース(憩 いの場)の創設 ④匠のものづくり学校(商 店主と消費者との交流)	①市立病院改築事業 ②賑わい再生ロード事業 (商店活性化のソフト事 業) ③図書館移転事業 ④公営住宅の整備等
都市名	小樽市	岩見沢市	富良野市
認定・事業終了年月 期 間	2008年7月～13年3月 4年9ヶ月 180ha	2008年11月～13年3月 4年3ヶ月 147ha	2008年11月～14年3月 5年5ヶ月 77ha
中心市街地面積 活性化の目標	①まちなか居住の増加 ②歩行者通行量の増加 ③宿泊客数の増加 (歴史的建造物の利用の増 加)	①まちなか居住の増加 ②歩行者通行量の増加 ③中心市街地従業者の増加	①まちなか居住の増加 ②歩行者通行量の増加
事業内容	①市街地開発によるマンシ ョン、病院、高齢者住宅 整備事業 ②空き家バンク事業 ③駅前ビル再開発事業 ④歩行者用案内標識整備事 業 ⑤商店街各種イベント開催 支援事業 ⑥小樽雪明かりの路イベン ト事業 ⑦観光宣伝誘致対策事業 ⑧歴史的建造物保全事業 ⑨旧国鉄手宮線活用事業 等55事業	①岩見沢駅北土地区画整理 事業 ②都市福利施設整備事業 ③公営住宅整備事業 ④中心市街地の共同住宅供 給事業 ⑤商業活性化を目指した中 小小売商業高度化事業	①東4条街区市街地再開発 事業 ②まちなか居住推進会議の 設置 共同住宅や一戸建て住宅 の建設 ③フラノ・マルシェ開発事 業 ファーマーズマーケット や多目的広場でフリーマ ーケットやイベントの開 催等 ④中心市街地商店街活性化 のためのソフト事業の支 援

帯広市「帯広市中心市街地活性化基本計画」、砂川市「砂川市中心市街地活性化基本計画」、滝川市「滝川市中心市街地活性化基本計画」、小樽市「中心市街地活性化基本計画」、岩見沢市「岩見沢市中心市街地活性化基本計画」、富良野市「富良野市中心市街地活性化基本計画」により作成

れ込み客数の増加の3点である。これらの目標を達成するために、市街地整備改善のための各種事業、まちなか居住を目指した稚内駅前地区第一種市街地再開発等の事業、福利施設を整備する地域情報システム整備事業、サハリン文化紹介事業など41に及ぶ事業を国の支援のもと推進した²³⁾。

ク、北見市

同市の基本計画は2011年3月に旭川市と同時に認定され、国の支援による事業は推進中である。北見駅を起点として行政、文化等の公共施設、医療施設、商店街などの都市機能が集約されたエリア117haを中心市街地としている。基本計画による活性化の目標は①まちなか居住の増加、②歩行者通行量の増加の2点である。これらの目標を達成するために、まちきた大通ビル整備事業、市立図書館整備事業、北見赤十字病院整備事業等の事業を国の支援のもと推進している²⁴⁾

ケ、旭川市

同市の基本計画は2011年3月に認定され、次章で詳細に見るように、国の支援による事業は推進中である。旭川駅を中心に買物公園周辺と銀座通周辺を含む中心商店街地区、常磐公園地区、北彩都地区、神楽地区をエリアとする382haを中心市街地とする。基本計画による活性化の目標は①まちなか居住の増加、②歩行者通行量の増加、③駅ナカにある観光情報センター利用者数の増加の3点である。これらの目標を達成するために、中心市街地団地整備事業、高齢者等居住安定化事業、まちなか移住・住み替え支援事業など67事業が国の支援のもと推進されている²⁵⁾ (表3参照)。

以上2011年までに認定された9市の中心市街地活性化基本計画をみてきた。基本計画の活性化の最も重要な目標は、第1に中心市街地における「まちなか居住の増加」であり、第2に「歩行者通行量の増加」であり、これらが2本柱である。第3の目標として、中心市街地の施設の集客数の増加(帯広市、滝川市、稚内市)や小売業年間販売額の増加(砂川市)や宿泊者数の増加(小樽市)、中心市街地従業員数の増加(岩見沢市)、観光情報センターの利用者数の増加(旭川市)が挙げられる。

3) 目標の達成率

表4に示すように基本計画の目標を達成する事業推進期間が終了し、「認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告」を公開しているのは、帯広市(第1期)、砂川市、滝川市、小樽市、稚内市の5市である。本計画の核である「まちなか居住」の目標値達成はどの都市も果たしていない。もっとも達成率が高い都市は砂川市で95%、次いで小樽市が93%、滝川市89%、稚内市87%であり、特に帯広市は77%と低率である²⁶⁾。そしてすべての都市において事業終了時の人口は認定時より減少しているのである。歩行者・交通量については、稚内市が119%、滝川市が113%と目標を達成しているが、他の3都市は達成していない。

以上のように、道内の中心市街地活性化基本計画を立案・認定された都市のうち、最終報告を行っている5都市をみると、これらすべての都市において「まちなか居住」は目標値を達成しておら

表3 稚内市、北見市、旭川市の「中心市街地活性化基本計画」

都市名	稚内市	北見市	旭川市
認定日 期 間	2009年6月～13年3月 3年10ヶ月 79ha	2011年3月～ 5年予定 117ha	2011年3月～ 5年予定 382ha
中心市街地面積 活性化の目標	①まちなか居住の増加 ②歩行者通行量の増加 ③中心市街地年間主要施入れ込み客数の増加	①まちなか居住の増加 ②歩行者通行量の増加	①まちなか居住の増加 ②歩行者通行量の増加 ③観光情報センター利用数の増加
事業内容	①稚内駅前地区第一種市街地再開発事業 ②まちなか居住・土地建物情報バンク事業 ③まちなか住まい相談事業 ④まちなか団地整備事業 ⑤地域情報システム整備事業 ⑥サハリン文化紹介事業 他41事業 期間は2013年3月までの 3年10ヶ月	①まちきた大通ビル整備事業 ②市立中央図書館整備事業 ③北見赤十字病院整備事業(新病院建設) ④病院周辺整備事業 ⑤まちなかコンサート、回遊イベント等のソフト事業	①中心市街地団地整備事業 ②高齢者等居住安定化事業 ③地域優良賃貸住宅(高齢者型)供給促進事業 ④まちなか移住・住み替え支援事業 ⑤まいど朝市 ⑥銀座七夕まつり ⑦彫刻美術館サテライト整備事業 ⑧旭川駅周辺土地区画整理事業 他44事業

稚内市「稚内市中心市街地活性化基本計画」、北見市「北見市中心市街地活性化基本計画」、旭川市「旭川市中心市街地活性化基本計画」により作成。

ず、歩行者通行量も達成率は60%にとどまっている(表4)。

3. 旭川市の中心市街地の現状と活性化基本計画

(1) 商業立地の郊外化と中心市街地の衰退

1) ショッピングセンターの郊外開業と商店数の減少

2000年大店立地法が制定されて以降、旭川市におけるショッピングセンターの建設は14を数えるが、そのうち中心市街地への立地はわずか2カ所のみであり、中心市街地の周辺が2カ所、他の10カ所は郊外である(表5)。このような大規模小売店の多くがキーテナントやテナントとして郊外出店を続けるなかで、旭川市小売業の商店数と年間販売額は減り続けている。1999年から2007年までの小売商店数は3,468店から2,727店へと741店、21%減り、また年間販売額は4,937億円から4,040億円へと897億円、18%減少している(図7)。このような小売販売額の減少と大規模小売店の郊外出店にともない、店舗単位面積当たり売上額が減り続けている。売場面積100㎡当たり年間販売額は1999年の101万3,980円から減り続け、2011年には78万3,320円へと約23万円、22%も落ち込んでいる。すなわち、地代の高い中心市街地から地代の安い郊外へと店舗が移転しているのがわかる²⁷⁾。

そのような中、生鮮3品をはじめとする飲食料点小売店が激減している。図8は飲食料点小売業

表4 国による支援事業の終了した5都市の「まちなか居住」「歩行者・交通量」目標達成率の比較と旭川市の進捗状況
[まちなか居住]

都市名	a, 基準値 (認定時の数値)	b, 目標値	c, 事業終了年の数値 (旭川市は進捗数値)	基準値に対する数 値の比率 (c/a×100) (%)	目標値に対する達 成率 (c/b×100) (%)
帯広市	2,892人 (2006年)	3,650人	2,795人 (2011年)	97%	77%
砂川市	6,052人 (2006年)	6,200人	5,865人 (2012年)	97%	95%
滝川市	2,660人 (2006年)	2,800人	2,488人 (2013年)	94%	89%
小樽市	14,455人 (2009年)	15,000人	13,965人 (2012年)	97%	93%
稚内市	2,576人 (2007年)	2,584人	2,240人 (2012年)	87%	87%
旭川市	9,494人 (2008年)	10,000人	9,679人(2013年9月: 基準値+185人、事業 終了年は2015年)	102%	96%
[歩行者・交通量]					
帯広市	14,367人 (2006年)	19,000人	16,710人 (2011年)	116%	88%
砂川市	3,633人 (2006年)	4,400人	3,723人 (2012年)	102%	85%
滝川市	7,008人 (2007年)	10,000人	11,306人 (2012年)	161%	113%
小樽市	29,627人 (2007年)	31,700人	24,096人 (2012年)	81%	76%
稚内市	938人 (2007年)	1,079人	1,282人 (2012年)	137%	119%
旭川市	132,157人 (2008年)	145,000人	136,141人(2013年7 月:基準値+3,984 人、事業終了年は 2015年)	103%	94%

資料:「認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告」

帯広市 <http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shoukokuankoubu/sangyoumachidukurika/d070301kionkeikaku.data/syogyomachidukurika.pdf>

砂川市 <http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/uploads/99file/6160.pdf>

滝川市 <http://www.city.takikawa.hokkaido.jp/230keizai/04genkitown/files/25-follow-up.pdf>

小樽市 <http://www.city.otaru.lg.jp/simin/sumai/machidukuri/chusinsigaiti/index.data/saisyuufollowup.pdf>

稚内市 <http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/files/00002800/00002879/20131023091536.pdf>

より作成。旭川市のデータは旭川市総合政策部まちづくり推進課資料によるものである。

注1)「中心市街地活性化基本計画」の目標達成を目指した事業推進の期間が終了した帯広市第1期、砂川市、滝川市、小樽市、稚内市の5市の達成率である。

注2)旭川市は2015年事業終了予定であり、2013年度の進捗状況である。

表5 旭川市における大規模小売店舗立地法のもとでのショッピングセンターの出店状況 (2001~2013年末)

小売店名	開店日	店舗面積	所在地
1. ビッグハウス西神楽	2002年2月	2,388㎡	郊外 (旭川市緑が丘)
2. 100万ポルト旭川店	2002年5月	4,100㎡	郊外 (旭川市西御料)
3. ファッションセンターしまむら	2002年10月	1,290㎡	郊外 (旭川市西御料)
4. 永山ショッピングセンター	2002年11月	3,439㎡	郊外 (旭川市永山)
5. ウエスタンパワーズ	2002年12月	3,424㎡	周辺 (旭川市永山)
6. ファッションセンターしまむら	2003年4月	1,811㎡	郊外 (旭川市神居)
7. 旭町ショッピングセンター	2003年8月	3,450㎡	郊外 (旭川市旭町)
8. スーパーセンターベストム	2003年10月	14,520㎡	郊外 (上川郡東神楽町)
9. イオン旭川西ショッピング	2004年4月	39,486㎡	郊外 (旭川市緑町)
10. 宮前ショッピングセンター	2004年6月	6,330㎡	中心市街地
11. 2条通ショッピングセンター	2005年4月	3,711㎡	郊外 (旭川市花咲町)
12. ウエスタン川端ショッピング	2006年6月	8,857㎡	郊外 (旭川市川端町)
13. 複合商業施設	2008年8月	15,456㎡	周辺地域 (南6条通18丁目)
14. Feeeal (フィール) 旭川	2011年9月	9,900㎡	中心市街地 (1条通8丁目)

日本ショッピングセンター協会、並びに北海道経済部資料より作成

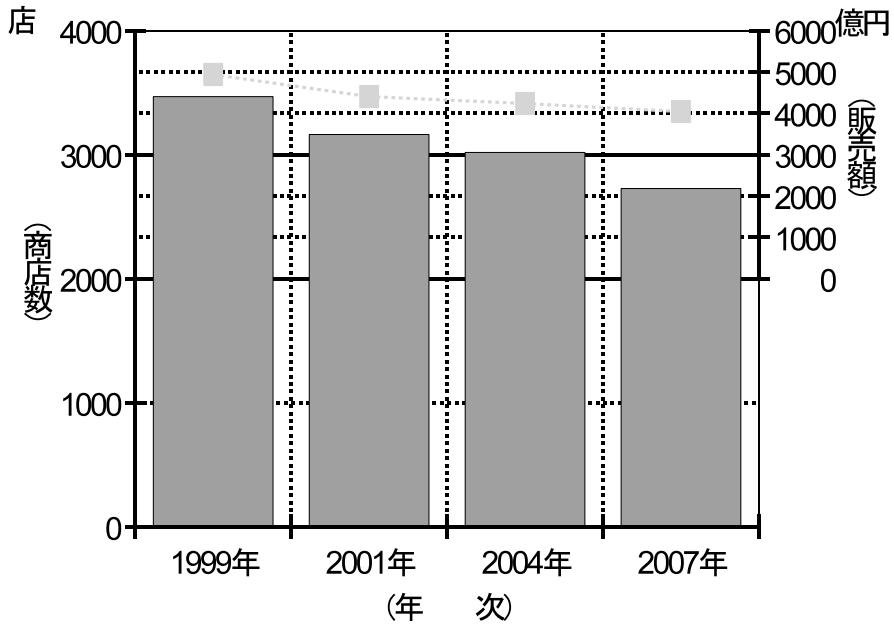


図7 旭川市における小売商店数と年間販売額の推移
資料：商業統計表

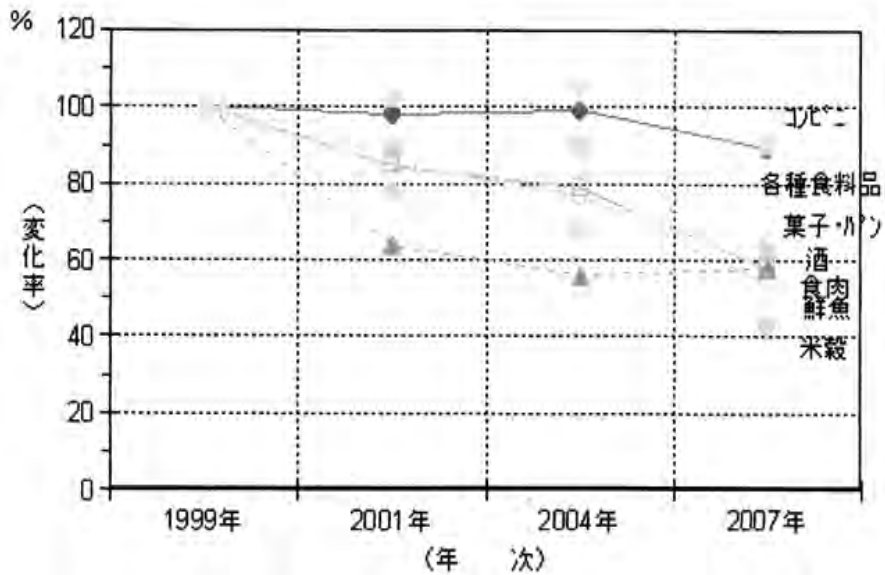


図8 産業小分類で見た飲食料品小売業（生鮮3品の小売業）の変化率
資料：旭川市「旭川市統計書」

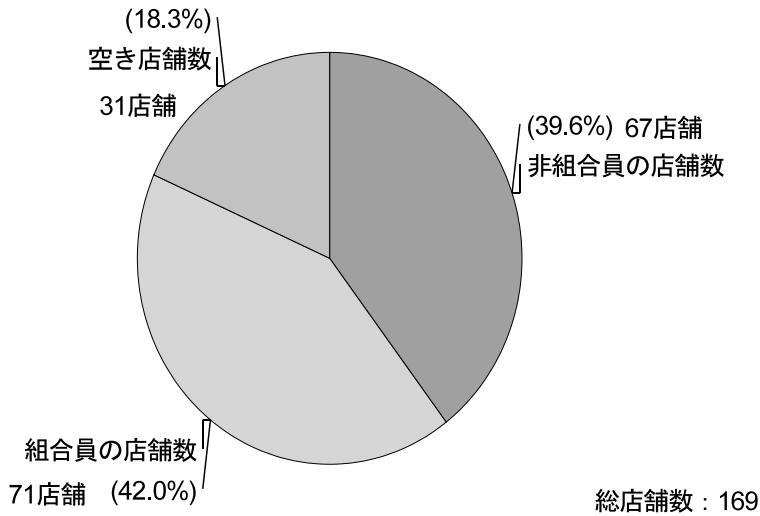


図9 組合員と非組合員の店舗と空き店舗の数
旭川平和通買い物公園商店街振興組合資料により作成

を産業小分類に細分化した青果、鮮魚、食肉等の業種店の1999年の商店数を100とした2007年の比率である。米穀店は42%、鮮魚店は51%、食肉と酒販店は60%、菓子・パン、青果は65%にそれぞれ大きく減少している。

2) 中心市街地商店街の空き店舗の増加、商店街振興組合数、歩行者通行量の減少

2000年の中心市街地活性化法に基づいて設定された中心市街地は、南北を朱別川と忠別川に挟まれた2.3km、東西を4条通り東鷹栖通り（1丁目）と大雪通り（18丁目）に挟まれた約2.5kmのエリアであった。その後JR旭川駅と線路が高架になったのを契機に、神楽地区も中心市街地に加わって382haに拡大した。現在、このエリアに旭川平和通買い物公園、旭川平和通三和、緑橋ビル、旭川銀座の4つの振興組合を結成している商店街が存立している²⁸⁾。JR旭川駅と接していて、エリアの大きい旭川平和通買い物公園商店街でみると、2011年2月現在、総店舗169のうち、空き店舗は31と18%を占めている。

また、コンビニをはじめとする本社を域外にもつチェーン企業の増大にともない、振興組合の要となる地域の店主が減り、組合員は減り続けている。営業している店舗138店舗のうち、67店舗、4割は非組合員の店舗で占められ、残りの71店舗、42%が組合員の店舗であり、年末や中元等ハレの日の統一した活動によるマーケティング戦略の実践が難しくなっている（図9）。

歩行者・交通量も毎年減少傾向にある、図10は1979年から平和通買物公園の夏場の金、土、日の3日間に、午前10時から午後8時まで宮下方面に向かう通行者と9条方面に向かう通行者を2種類に分けて、10カ所で測定した延べ人数である。それによると1979年36万人から2013年には約

地方都市の中心市街地活性化と買い物難民

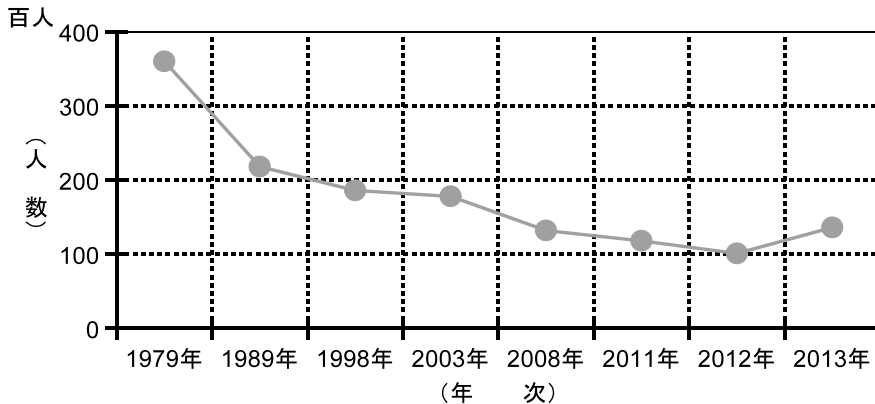


図10 平和通買い物公園商店街通行量
資料：旭川市中心市街地活性化協議会「旭川平和通買い物公園通行量調査結果」

136,000人へと約1/3に減っている。

以上の結果、中心市街地を構成する中央地区と大成地区の人口は減少しつつある。1995年以降2010年までの16年間で見ると、中央地区は4,500人から3,449人へと1,051人、23%、大成地区は6,300人から5,276人へと1,024人、16%それぞれ減り、併せて2,075人、19%も減少し、中心市街地の空洞化が進行してきている（図11）。

3) 旭川市中心市街地活性化基本計画と目標達成のための事業推進

同市の中心市街地は図12に示すように旭川駅を中心に買物公園周辺と銀座通周辺を含む中心商店街地区、常磐公園地区、北彩都地区、神楽地区の382haである。表3に示す目標の数値は、まちなか居住については、基準値は2010年時点の9,494人から2015年には500人増の10,000人を、歩行者通行量については、基準値は2008年時点の132,157人から2015年には13,000人増の145,000人を、また、JR旭川駅の中に設置されている観光情報センターの利用者数については、基準値は2008年時点の50,922人から2015年には9,000人増の60,000人をそれぞれ目標値としており、これらの目標を達成するために表3に示すように67事業が推進されている。

とりわけ、まちなか居住の増加については、「中心市街地市営住宅整備事業」として、北彩都団地に子育て世帯10戸、身障者・高齢者世帯7戸、一般世帯21戸、合計44戸の入る1号棟、子育て世帯30戸、身障者・高齢者世帯9戸、一般世帯14戸、合計53戸の入る2号棟、子育て世帯30戸、身障者・高齢者世帯9戸、一般世帯34戸、合計53戸が入るが入った3号棟が2016年完成を目指して建築中である。高齢者等居住安定化事業として、2012年9月に高齢者向けサービス付き賃貸住宅32戸が完成し、また民間でも建設が予定されている²⁹⁾。まちなか移住・住み替え支援事業として、まちなか住み替えを支援する旭川まちなか居住協議会を設立し、中心市街地へ移住を希望する高齢者世帯

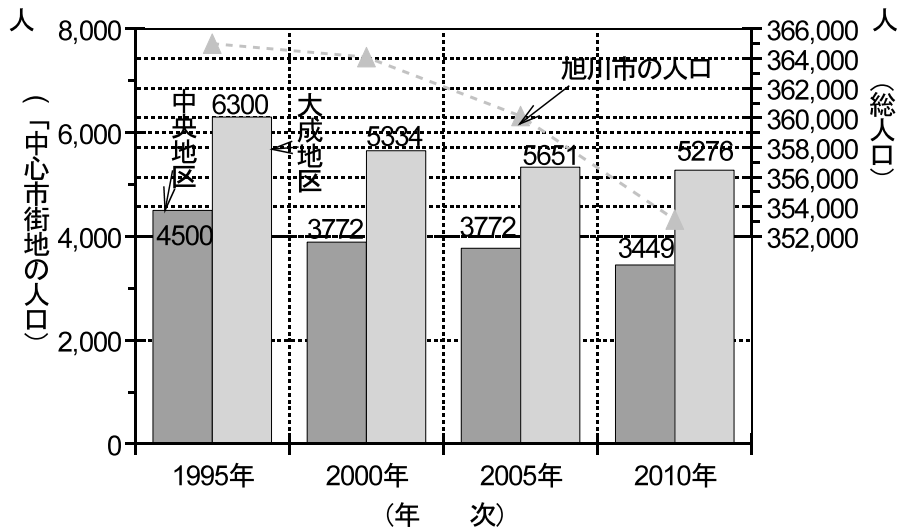


図11 旭川市の中心市街地の大成地区、中央地区の人口の推移
 「旭川統計書」により作成、旭川市の中心市街地は大成、中央の2地区

に対し、住宅の情報提供・斡旋、既存一戸建て住宅の売却や賃貸に関する相談手続きなどの窓口を設けて、まちなか移住・住み替えを推進している。

3) 「まちなか居住」と「歩行者通行量」の中間進捗状況

他市とは異なり、同市の住宅整備や移住・住み替え支援等の各種事業推進によって、とりわけ「まちなか居住」増加が進んでおり、また、「歩行者交通量」増加も目標値に近づいている。まちなか居住人口は2013年9月時点で基準値に対して102%と185名増えている。また、歩行者通行量も基準値の103%と3,984人増加している。目標達成率もそれぞれ97%、94%と高く、事業の終了する2015年にはかなり高い達成率が期待できる(表4参照)。

2015年春の開業予定で、イオン株式会社とJR北海道の共同開発によるイオンモールJR旭川(仮称)の11階建て大型商業施設の建設工事着工が予定されている。延べ面積は7万6000㎡で1階から4階までがイオンのJR駅と直結する店舗であり、900台駐車可能な立体駐車場も建設される。市民のイオン出店に対する意識調査によると、大型店は売上げ減少を懸念しているが、市民は買い物便利になると歓迎しているといわれている³⁰⁾。中心市街地活性化計画の特に歩行者通行量の増加に大きく貢献すると見られる。しかし、高齢者や非健常者たちによって構成される買い物難民の救済に直結するかは、後にもるように課題を残している。



図12 旭川市の中心市街地

資料 旭川市総合政策部まちづくり推進課「旭川中心市街地活性化基本計画とまちづくりについて」平成27年2月、より引用作成

4. まちなか居住者と買い物難民

(1) サービス付き高齢者向け住宅と高齢者の買い物行動

「まちづくり3法」のもと2000年からまちなか居住は進められてきている。国土交通省は2001年に高齢者向け優良賃貸（高優賃）住宅制度、高齢者向け専用賃貸（高専賃）住宅制度を設け、65歳以上の高齢者を対象に家賃を補助する高優賃、高専賃を全国に建設してきた。当時、65歳で入居した高齢者は年を重ね、後期高齢者となってきたため、2011年から、介護をする肉親であれば、若くても同居でき、また介護等のサービスの提供も行う「サービス付き高齢者向け住宅制度」に一本化し、国土交通省と厚生労働省の事業として推進している。新制度では、耐火構造で「手すりの設置」「広い廊下」「段差の解消」「緊急時対応サービス」等の条件を満たし、25㎡以上の家屋に対し、家主に建設費、入居高齢者に家賃の一部を補助している。

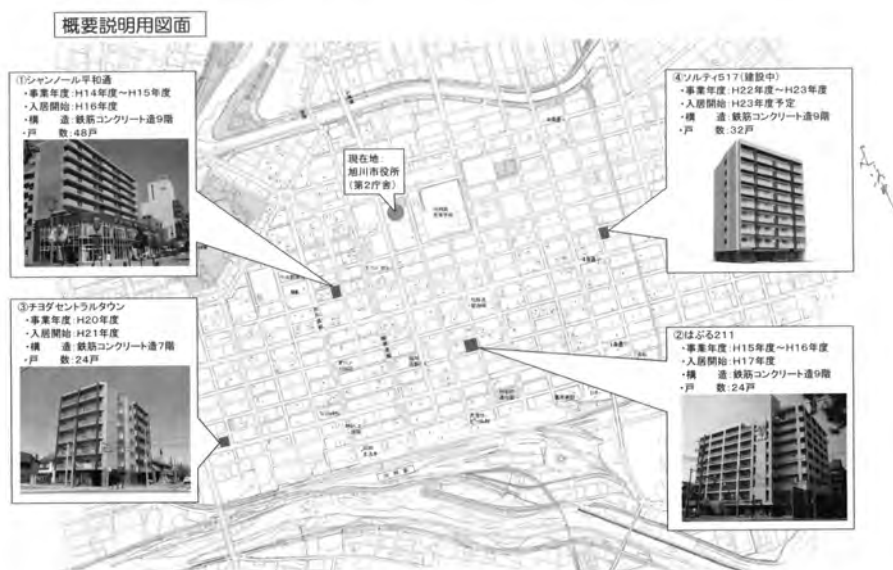


図13 旭川市中心市街地のサービス付き高齢者向け住宅
旭川市資料より引用

比較的健康で、自立的生活を営んでいる高齢者用の「サービス付き高齢者向けマンション住宅」は旭川市内に4棟ある。それは2004年3月に建設された①シャノーール平和通り（旭川市買物公園5条通り7丁目、48戸居住）、2004年12月に建設された②はぶる211（2条通り11丁目、24戸居住）、2009年4月に建設された③チヨダセントルタウン（1条通り2丁目、24戸居住）、2011年10月に建設された④ソルティ517（旭川市5条通17丁目、32戸居住）である（図13）。

(2) アンケートによる高齢者の買い物行動調査

2012年6月22～24日に「高齢者向け優良賃貸住宅」（高専賃、2009年より「サービス付き高齢者向け住宅」のシャノーールで高齢者世帯32戸に対し、アンケートを行った。

6月22日に6戸に対し、予備調査を、23日に18戸に対し本調査を、そして24～30日に8戸に対し補足調査をそれぞれ行った。調査者は教員6名と学生27名である。ちなみに参加学生は大学健康福祉学部コミュニティ福祉学科の学生19名、短期大学部食物栄養学科の学生4名、同生活福祉学科の学生3名である。

①被調査者の性別と家族形態と年齢構成

夫婦が1世帯、男性の単身者が2人、他の29人は女性の単身者であり、91%を占めている（図14）。さらに年齢構成をみると、80～84歳代が12人と38%を占めて最も多く、次いで75～79歳代が9人と27%、70～74歳代が5人と15%、85～89歳代が4人と12%、90歳以上が1人と3%をそれぞれ占め、全体で80歳以上が17名と50%を占めている（図15）。

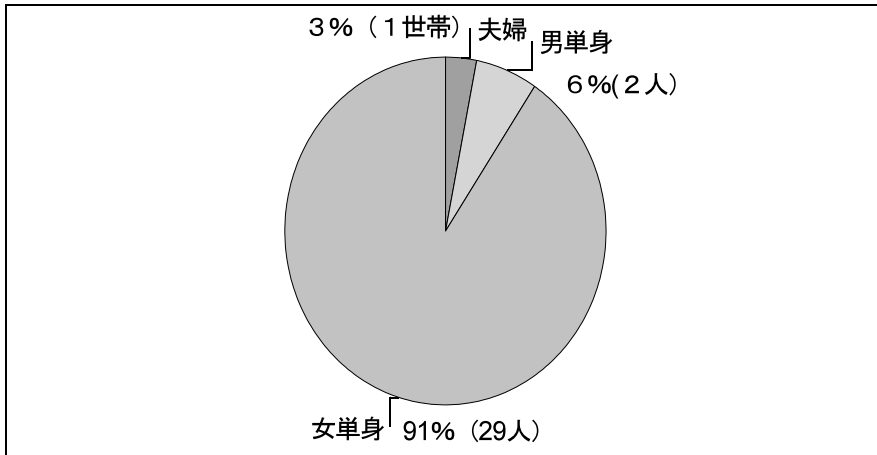


図14 被調査者の「性別と家族形態」
資料：「シャンノール平和通り」アンケート

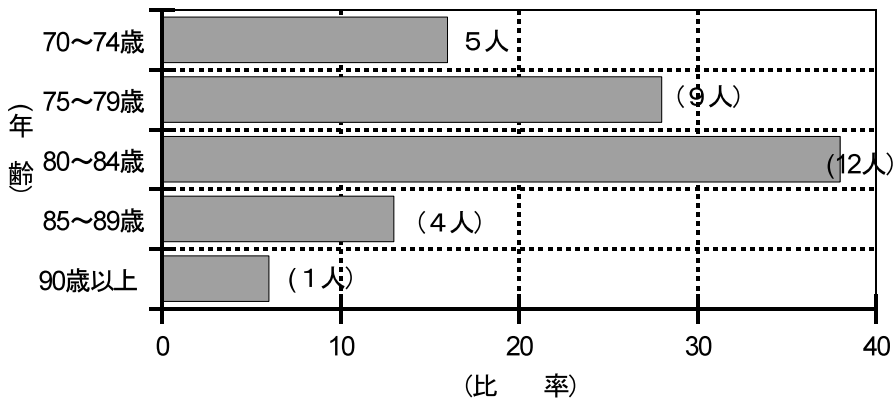


図15 年齢構成
図14に同じ

②シャンノールマンションに入居した理由（複数回答）

最も多いのは中心市街地であるから「便利」が25人と約8割を占め、次いで「家賃の補助」が14人と42%、「家賃が安い」が7人と20%、「環境がよい」が9人と24%を占め、他に「家族が近い」、「住み慣れているから」「家族が選んでくれたから」「仕方なく」が続いている（図16）。

③食事の摂取

朝食は28人と89%、昼食は29人と90%は食べるが3名が朝食、あるいは夕食を抜いている。そして夕食は被調査者32人全員が食べるとこたえている（図17、図18、図19）。

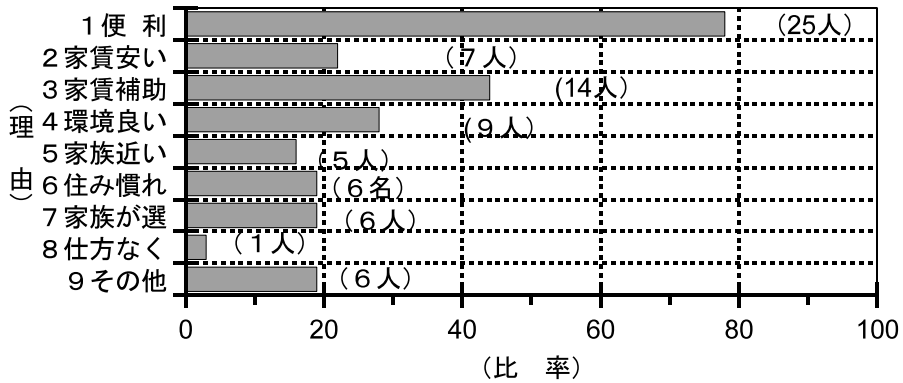


図16 シャンノール平和通りに入居した理由
図14に同じ

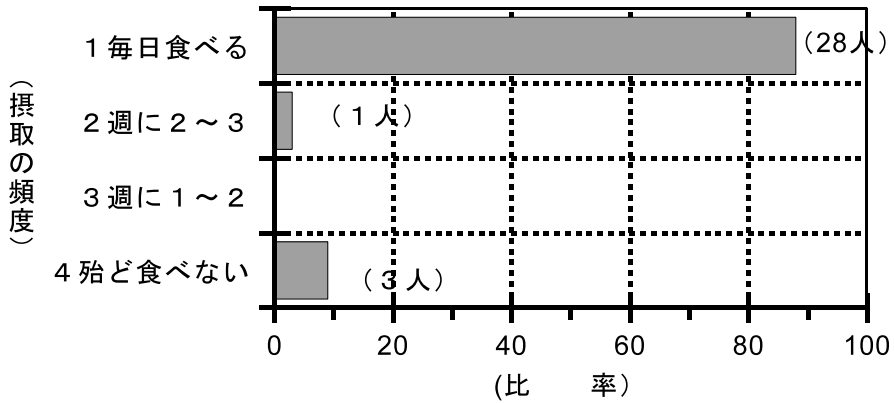


図17 朝食の摂取
図14に同じ

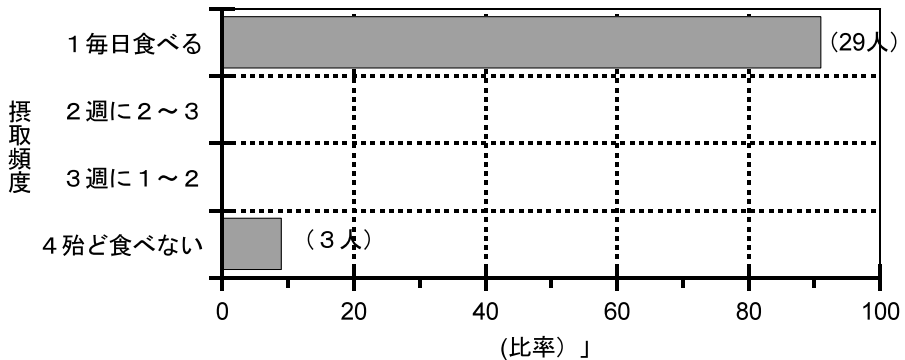


図18 昼食の摂取
資料：図14に同じ

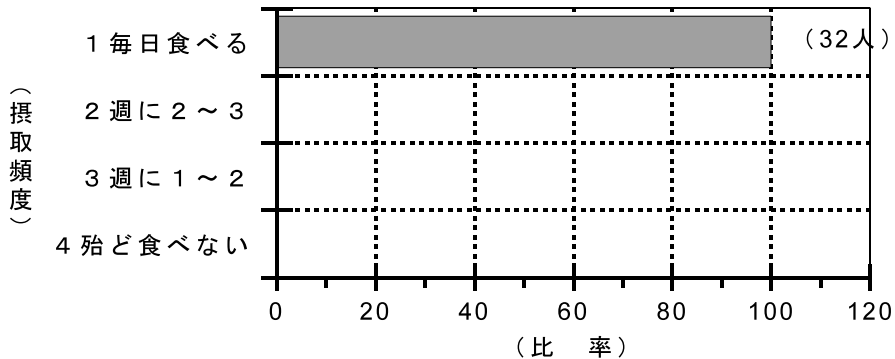


図19 夕食
資料：図14に同じ

④食事は1人で摂る

朝食、昼食はそれぞれ1人が2人で摂るこたえているが、他の人はすべて1人で食事をしている。ちなみに、夕食は2人で摂る人と3人で摂る人がそれぞれ1人づついるが他の30人、98%は1人で食をしている（図20、図21、図22）。

⑤食事で気をつけること

必ず夕食を摂るが28人と89%を占め、必ず朝食、昼食を摂るがそれぞれ26人と80%を占める。4番目に生活習慣病予防のため、減塩や動物性の脂肪の摂取を控えたする人が18人と57%、バランスの良い食事を心がけるが17人と52%を占めている（図23）。

⑥外食、弁当の宅配、出前

外食や弁当の宅配など調理の外部化はしないと答えた人は12人と38%を占め、たまに外食などをする人は18人と56%を占める。だがよく外食する人がわずか2人と6%であった（図24）。多くの人は大抵の場合、食事は自分で調理するのを建前としている。

⑦外食、出前、宅配弁当をとる人の理由（対象者は20人）

友人との交流が11人、肉親の接待が2人と13人は交流・接待であり、さらに、おいしいからが3人おり、食事の用意が大変は3人のみである（図25）。

⑧買い物の頻度

多くの高齢者は食材をはじめとする商品調達にかなり頻繁に買い物を行っている。週に1~2回が13人と41%、週3~4回が10人と30%、そして、毎日が7人と22%を占め、1週間に何度かは必ず買い物をする人は30名と95%以上を占めている（図26）。

⑨買い物は1人で行く

買い物は1人で行く人は22人と70%を占め、商品が重くて困っている人が12人と38%を占めてい

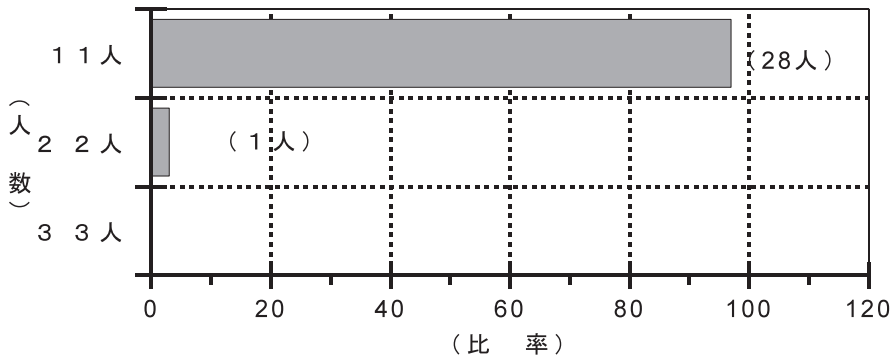


図20 朝食の人数
資料：図14に同じ。朝食をとる人は29人

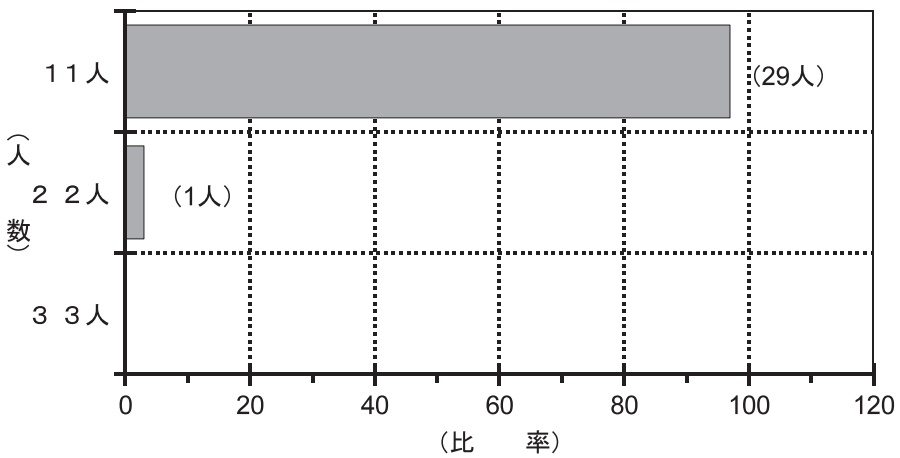


図21 昼食の人数
資料：図14に同じ。昼食を摂る人は30人

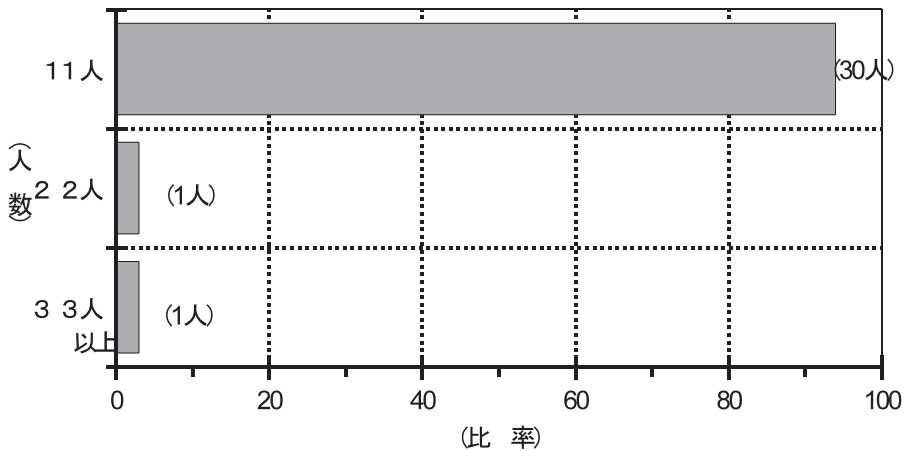


図22 夕食の人数
資料：図14に同じ。夕食を摂る人は32人

地方都市の中心市街地活性化と買い物難民

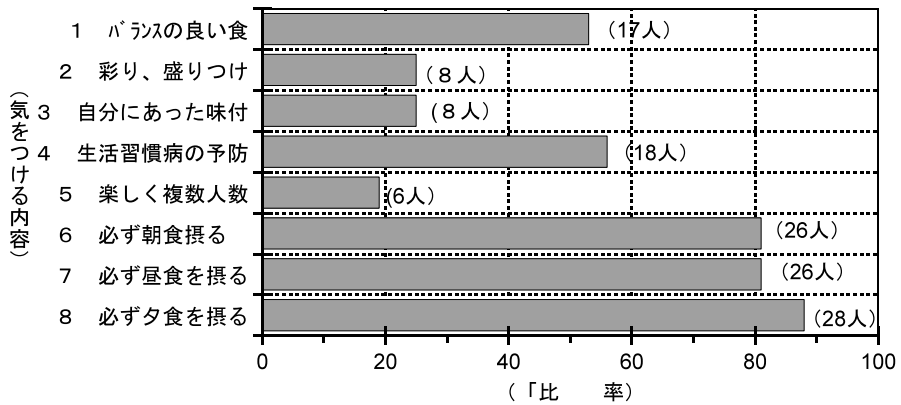


図23 食事で気をつけること
資料：図14に同じ

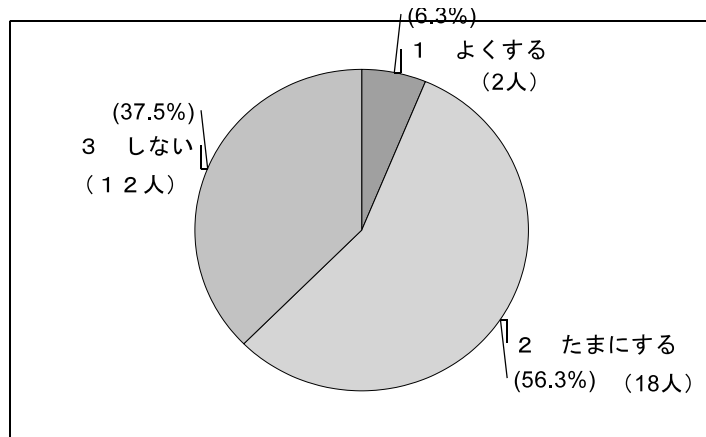


図24 外食、弁当宅配、出前
資料：図14に同じ

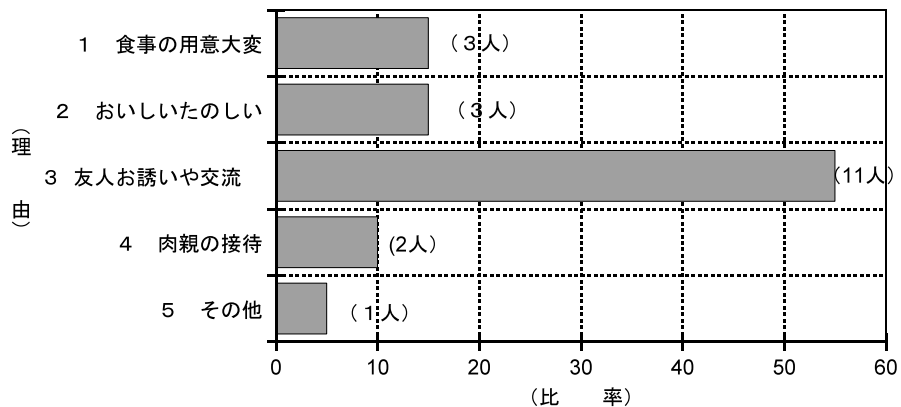


図25 外食、弁当宅配、出前の理由
資料：図14に同じ。外食、宅配、出前を取っている人は20人

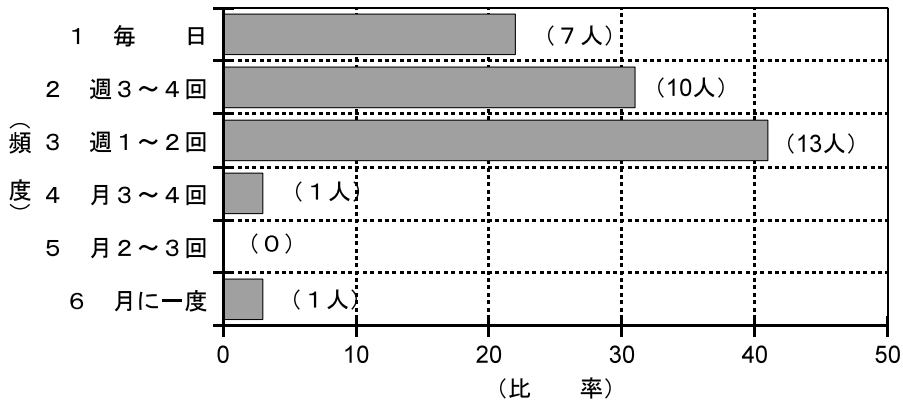


図26 買い物の頻度
資料：図14に同じ

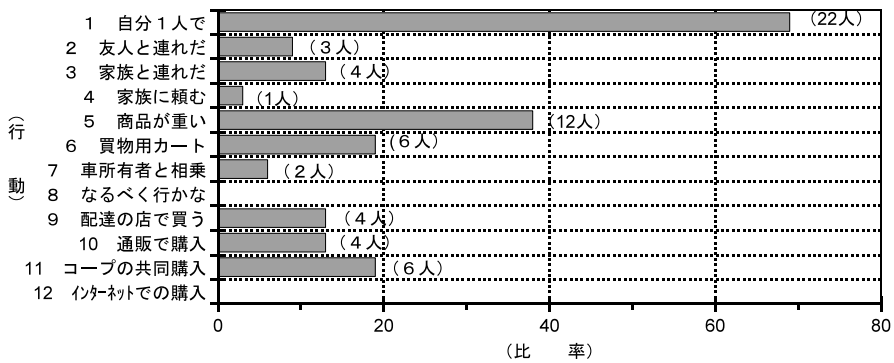


図27 買い物行動
資料：図14に同じ

る。それ故、友人と連れだってゆく人は3人、家族と連れだってゆく人が4人、家族に頼んでいる人は1人いる。さらにコープの共同購入(6人、18%)や通販(4人、14%)も利用している(図27)。

⑩必需品の購買先

食品や食材など必需品の購買先のもっと多いのはマルカツの地下の食料品のマーケットラルズであり、22名と約7割を占め、次いで西武とセブンイレブンはそれぞれ11名と35%、セイコーマートと7条通り18丁目のイトーヨーカドがそれぞれ5名と17%ずつを占め、4条通り4丁目のコープサッポロや緑町3丁目のイオン旭川西などかなり遠方のスーパーへも出向いている(図28)。図29はジャンルに居住する高齢者が通っている購買先の小売店を図示したものである。とりわけ80歳以上の後期高齢者の徒歩による行動半径は200メートルとすると、現在の購買先はかなり離れており、とりわけ雪が多く寒さの厳しい冬期間は買い物難民化する可能性が高い。

地方都市の中心市街地活性化と買い物難民

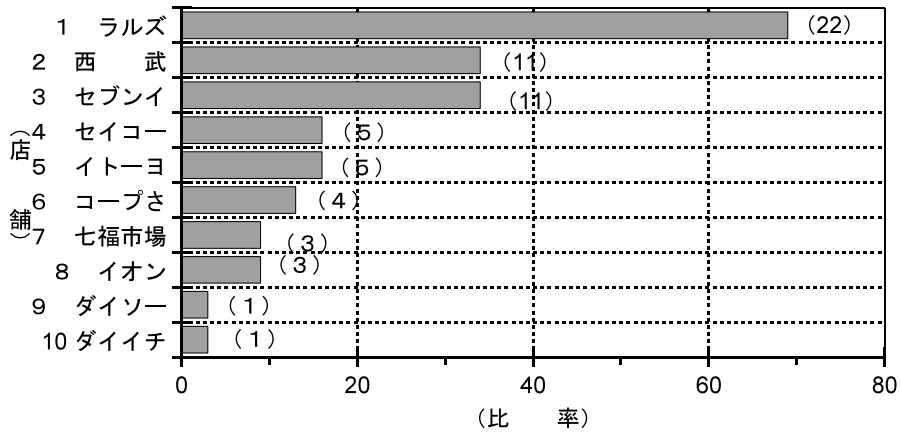


図28 必需品の購買先
資料：図14に同じ

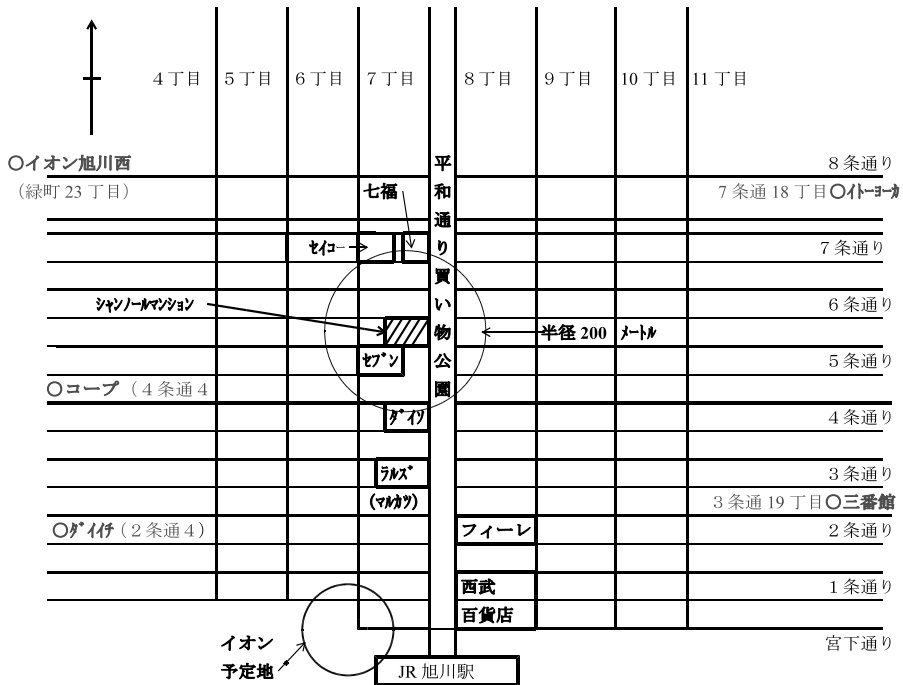


図29 シャンノールに居住する高齢者がよく買い物をする小売店

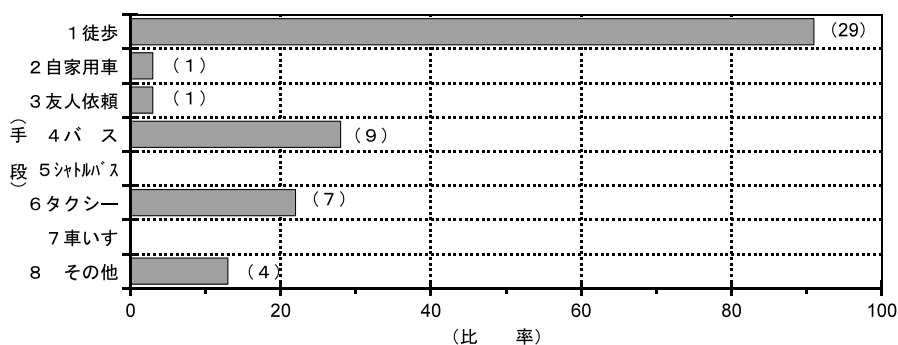


図30 交通手段
資料：図14に同じ

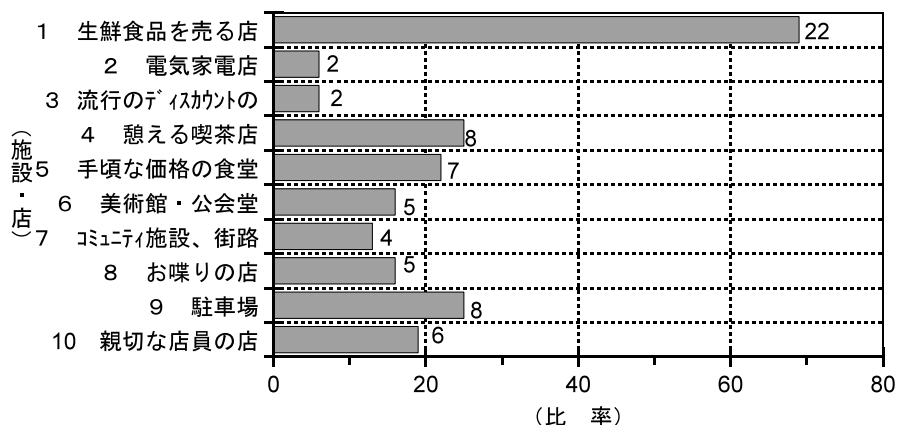


図31 欲しい施設・店舗
資料：図14に同じ

図30に示すように29名、90%以上の方は徒歩で買い物をしている。バス（9名、25%）やタクシー（7名、21%）を利用する人はかなり少ない。

⑩欲しい施設や店舗

そのような中、被調査者のもっとも欲しているのは食材の生鮮食品を販売する店であり、22名と約7割を占める。次いで憩える喫茶店や駐車場がそれぞれ8名と25%を占め、食堂や美術館、公会堂とともに、耳の不自由な高齢者に優しく話しかける店員さんのいる店の出店を6名、19%の人が挙げている（図31）。

地方都市の中心市街地活性化と買い物難民

おわりに

疲弊した中心市街地商店街に賑わいを取り戻して、買い物難民を救済すべく立案・認定された道内諸都市の中心市街地活性化基本計画の実践は、とりわけ「まちなか居住」の側面において成功していないのである。そのような中、現在、基本計画の推進途上にある旭川市における「まちなか居住」は、住宅整備や移住・住み替え支援等の各種事業の実践によって推捗しており、事業の終了する2015年にはかなり高い達成率が期待できる状況にある。

2000年「まちづくり三法」施行当時、「まちなか居住」推進の一環として建設された高齢者専用賃貸マンション（高専賃、現サービス付き高齢者住宅）の住民アンケートでは、75歳以上の後期高齢者が全住民の8割以上を占め、多くの方は自分で調理して一人で食事をし、食材の購入のため週に何度かかなりの頻度で買い物に一人で出かけている。後期高齢者の徒歩による行動半径を200mとすると、購買先店舗はかなり離れており、特に寒さの厳しい冬期間には、買い物は困難であり、買い物難民と化している。もっとも近くにあって欲しい施設・店舗は食材、特に生鮮食品を売る店である。このように高齢者が自由に買い物にゆけなくなると、十分な食料品の購入ができず、食生活における栄養の偏りが健康に重大な害を及ぼすことになる³¹⁾。生鮮食品の店舗の設置、つまり生活必需品の供給が「まちなか居住」の最も重要な課題である。先に見たように、JR駅のイオン出店に対し、市民は買い物が便利になると歓迎しているといわれているが、行動半径の小さい被調査者の高齢者にとっては、買い物の利便性の向上に繋がるとは考えられないのである。

ここまで「まちなか居住」する人に生活必需品を届けることを論じてきたが、同時にまちなかに来た人達に新たなつながりの場を提供してコミュニティを形成することも大きな課題である³²⁾。

註)

- 1) 車を手放した高齢者や移動手段を持たない人々のように、食料品や生活必需品の買い物に困る人を「買い物難民」といい、帯広畜産大学の杉田聡氏が最初に名付けた（杉田聡『買い物難民もうひとつの高齢者問題』大月書店、2008年、p13参照のこと）といわれる（薬師寺哲朗・高橋克也・田中耕一「住民意識から見た食料品アクセス問題－食料品の買い物における不便や苦勞の要因－」日本農業経済学会『農業経済研究』第85巻第2号、岩波書店、2013年、p2、笹井かおり「「買い物難民」問題－その現状と解決に向けた取組－」『立法と調査』No.307、2010年、p109）。
- 2) 石原武政「小売業から見た買い物難民」都市計画学会『都市計画』60、2011年、pp.46～49。
- 3) 前掲「住民意識からみた食料品アクセス問題－食料品の買い物における不便や苦勞の要因－」pp.49～60。
- 4) 2012年10月1日現在、47都道府県中、人口密度最低は47位の北海道の69.25人/平方キロメートルであり、それに対し第1位は東京都で6,070.69人/平方キロメートルであり、その格差は88倍である（国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」）。
- 5) 大野剛志「2013自治講座人口減少下のまちづくりを考える。事例報告③」『北海道自治研究』（No.540）、2014年、pp.16～18。

- 6) 同事業は、集落の維持、活性化に向けた基幹産業モデルとして勇払群占冠村、住民本位による効果的再編統合による再生を目指す再編統合モデルとして深川市納内地区、そして高齢化率55.3%で、地元商店の閉鎖等によって求められている買い物難民対策、通院対策などに対し、交通手段や地域の担い手の確保、住民同士の絆の強化等によってコミュニティの再生を目指す高齢化モデルとして幌加内町母子里地区を対象に推進されている。幌加内町母子里地区の調査結果では、生活必需品の購入を見ると、地区外の小売店で購入している人は7割、移動スーパーが1割、小売店と移動スーパーが1割、移動スーパーの利用は合計2割であったが、要望では移動スーパーへのものが多く、もっと頻繁に、品揃えの拡充、もっと近くに、鮮度のよいもの、もっと安く等が村民の5割以上を占めていた。これは村民が買い物に極端になりつつあり、地元小売店が欲しい、GSが必要の要望を考慮すると、買い物難民化が徐々に進行していることが明らかになっている(佐々木悟「母子里集落における交通と購買行動」旭川大学地域社会研究会『母子里集落の維持・再生に関する「生活実態調査報告書」pp.14~27、北海道総合政策部地域づくり支援局地域政策課「集落総合対策モデル事業」におけるモデル集落の取組状況(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/syuraku/horokanai_ikenkoukan_05shiryo03.pdf)。)
- 7) 認定をうけて中心市街地基本計画を推進している都市は帯広市、砂川市(以上2007年8月)、滝川市、小樽市(以上2008年3月)、岩見沢市、富良野市(以上2008年7月)稚内市(2009年6月)、北見市、旭川市(以上2011年3月)、函館市、帯広市(第2期)(以上2013年3月)の10市である(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki-chukatu/nintei.html>)。)
- 8) 加藤義忠「大店法廃止と大店立地法の制定」加藤義忠・佐々木保幸・真部和義『小売商業政策の展開[改訂版]』同文館出版、2006年、pp.122~146。
- 9) 同上書。
- 10) 日本における開業は1969年に高島屋が東京都玉川に玉川高島屋を開業したのが最初である。そしてショッピングセンターの郊外化は1980年代中期から進行してきている。(前掲『現代の小売流通』pp.58~59)。
- 11) 国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課『まちづくり三法の見直し』ぎょうせい、2006年、pp.3~15。
- 12) 商業統計調査は1997年まで通商産業省によって3年ごとに行われていたが、1999年以降は経済産業省によって、5年ごとに行われ、本調査のあと、2年目に簡易調査が行われ、2007年まで発表されている。
- 13) 国土交通省「中心市街地活性化のまちづくりーコンパクトなまちづくりー」(<http://www.mlit.go.jp/crd/index/outline/index.hit>)。
- 14) 青森市は、市街地拡大にともない、行政需要の増大と財政支出、郊外部におけるインフラ整備コストの増大によって、財政が圧迫され、それを抑制する目的でコンパクトなまちづくりに着手した(財団法人都市計画学会『コンパクトなまちづくり』ぎょうせい、2007年、pp.110~113)。
- 15) 国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課/都市計画課監修『概説まちづくり三法の見直し』ぎょうせい、2006年、pp.5~7。
- 16) コンパクトシティの定義については、P・ニューマンとJ・ケンワッシーは『都市と自動車依存』(1989年)のなかで、都市の人口密度と1人当たりガソリン消費量の関係を取り上げ、人口密度が高く、ガソリン消費量のもっとも少ない都市をコンパクトシティと位置づけた。また、ダントツとサアティは都市のコア450m以内の中心部に公共施設を集中は位置して、同じ同心円上に居住地区を配置した効率的都市システムをコンパクトシティと定義している。それ故、コンパクトシティはただ密集、まとまっているだけでなく、合理的に計画され、秩序ある高密度で土地の計画的利用、高度利用が行われていることを要件とする(山本恭逸『コンパクトシティー青森の挑戦ー』ぎょうせい、2006年、pp.38~43)。
- 17) 帯広市「帯広市中心市街地活性化計画」平成19年8月、pp.3~57。
- 18) 砂川市「砂川市中心市街地活性化基本計画」平成19年8月、pp.3~73。
- 19) 滝川市「滝川市中心市街地活性化基本計画」平成20年3月、pp.3~102。
- 20) 小樽市「小樽市中心市街地活性化基本計画」平成20年7月、pp.4~82。
- 21) 岩見沢市「岩見沢市中心市街地活性化基本計画」平成20年11月、pp.3~135。
- 22) 富良野市「中心市街地活性化基本計画」平成20年11月、pp.3~95。
- 23) 稚内市「稚内市中心市街地活性化基本計画」2009年6月、pp.5~114。
- 24) 北見市「北見市中心市街地活性化基本計画」平成23年3月、pp.9~87。
- 25) 旭川市「旭川市中心市街地活性化基本計画」2011年2月、pp.5~102。
- 26) 「認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告」砂川市(<http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/uploads/99file/6160.pdf>)は7p、小樽市(<http://www.city.otaru.lg.jp/simin/sumai/machidukuri/chusinsigaiti/index.data/saisyuuufollowup.pdf>)は8p、滝川市は(<http://www.city.takikawa.hokkaido.jp/230keizai/04genkitown/files/25-follow-up.pdf>)は6p、稚内市(<http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/files/00002800/00002879/20131023091536.pdf>)は4p、帯広市(<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shoukoukankoubu/sanyoumachidukurika/d070301kihonkeikaku.data/syogyomachiduku>)は3pを参照されたし。
- 27) 大規模小売店の出店はこの間旭川市では増え続けている。大規模小売店の総数は2000年の54店舗から2011年には74店舗へと24店舗、約5割増加している(旭川市商工観光課資料)。
- 28) 旭川市「旭川市統計書」平成25年度版、第6章、商業、pp.41~48。

地方都市の中心市街地活性化と買い物難民

- 29) 旭川市は市議会建設公営企業常任委員会で、JR旭川駅周辺の再開発地区「北彩都」で2区画の売買契約が成立したことを明らかにした。うち、1区画は市内の土木業者A社にグループ会社が「サービス付き高齢者向け住宅」と一般向け賃貸住宅を建てる（北海道新聞2014年1月23日）。
- 30) 『北海道経済』No.541、2014年1月、pp.100～102。
- 31) 前掲「買い物難民問題－その現状と解決に向けた取組－」『立法と調査』No.307、p109。
- 32) 前掲「小売業から見た買い物難民」『都市計画』294、P294。